

令和6年

# 文教委員会会議録

とき 令和6年12月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年12月25日(水) 午前10時05分～午前10時28分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき  
委員 西村直子 委員 あくつ広王  
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ  
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎教育長 米田教育次長  
船木庶務課長 佐藤(憲)子ども未来部長  
藤村子ども育成課長 飛田子育て応援課長

○午前10時05分開会

## ○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

### 1 議案審査

第108号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

## ○こんの委員長

それでは、予定表の1の議案審査を行います。

初めに、第108号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○藤村子ども育成課長

私からは、第108号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算を説明させていただきます。補正予算資料の12ページをご覧ください。

こちら、3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て応援費に1億2,997万2,000円を追加し、124億7,852万円とするものでございます。こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金およびひとり親世帯臨時特別給付金として計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

## ○飛田子育て応援課長

それでは私から、子育て世帯生活支援特別給付金およびひとり親世帯臨時特別給付金の支給について説明させていただきます。資料をご覧ください。

今回、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、国が給付を実施する住民税非課税世帯および、国の給付金制度の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童のいる世帯に対して、児童1人当たり2万円の給付を実施するものでございます。また、国の給付制度の対象とならないひとり親世帯の18歳以下の児童のいる世帯に対しても、1人当たり2万円の給付を実施するものでございます。

補正予算額です。1億2,997万2,000円です。

歳入としましては、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を使いまして、子育て世帯生活支援特別給付事業には8,205万4,000円、ひとり親世帯臨時特別給付金には1,290万6,000円となります。

1、子育て世帯生活支援特別給付金です。

（1）給付対象者です。令和6年12月13日時点で品川区に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯となります。

（2）給付対象者と（3）事業経費等は記載のとおりとなります。

2、ひとり親世帯臨時特別給付金は、区独自事業となりまして、（1）給付対象者は、令和7年1月1日時点で品川区に住民登録があり、18歳以下の児童を扶養しているひとり親世帯で、所得制限は

ありません。

(2) 給付対象者と(3) 事業経費等は記載のとおりです。

裏面をご覧ください。

3、区民への周知です。申請不要な方へ確認書や支給決定通知を送付いたしまして、申請が必要な方に対しては、区ホームページ、広報等に記載しまして、区民への周知を図ります。

4、スケジュールとしまして、令和7年2月上旬にコールセンターの設置や区ホームページ・広報紙へ掲載、また、要申請者の受付を開始いたします。3月中旬に申請不要の方に対して確認書や支給決定書を送付しまして、3月下旬に支給を開始します。5月末に支給終了を予定しております。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○あくつ委員

国の補正予算が成立をしたことを受け、区でも補正予算を編成すると。そして、議論、審議をし、計上するということです。

この前、議長と副議長の会合に出席したときに、今回の給付の取扱いについて、城南5区の方にどのようにされるのですかと聞いたら、専決処分にして、要するに議会を開かないとか、来年にするとか、各区ばらばらでした。その中で27日の締め日、いわゆる仕事納めの日に議会を開くということが23区で一番多かったようですけれども、これは議会の判断でもあるのですけれども、品川区では臨時会を25日に開いて、こうした形で早く進められる、来年速やかに支給の体制を取るということは、非常に素晴らしいことだと思っております。

1点お伺いします。今回の資料の中で、歳入として国からの臨時交付金が2種類あって、足し上げると大体9,496万円。ただし、今回の補正予算額は1億2,997万2,000円ということで、差額で3,500万円ほどあります。財調基金を取り崩すということになっているのでしょうか。この辺りは、なぜ10分の10、国が出ないのかというところのご説明をお願いしたいです。

#### ○飛田子育て応援課長

歳入についてのご質問です。今回、1,290万6,000円は国の交付金を充当して、委員おっしゃったとおり、3,501万2,000円は一般財源というふうに記載させていただきました。

ひとり親世帯の給付金については国からの推奨メニューであり、予算書の作成段階ではまだ分からなかったもので、昨年の実績を基に算定していました。財政のほうの話では、今後は10分の10で見込めるのではないかとということで伺っております。

#### ○あくつ委員

国が推奨したメニューに、品川区が果敢に手を挙げて、支給対象を拡大したことにに対して、国が出さないというもおかしな話だなと思ったのですけれども、今後は確定ではないが見込めるということで、安心いたしました。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

確認なのですが、今回の対象者が18歳以下の児童のいるという、この児童というのは、ゼロ歳児から18歳以下までの全ての子どもということでしょうかということと、そもそも、今お話もありましたが、国の推奨メニューの中にひとり親世帯臨時特別給付金があるということなのですか

れども、区として、この部分は独自で行うということなのですが、改めて、どういう判断があつて対象にしたのか、区の考え方を教えていただきたいと思います。

#### ○飛田子育て応援課長

まず、対象者ですが、ゼロ歳から対象となります。現在18歳で、また、来年の3月31日までの方が対象となります。

ひとり親世帯臨時特別給付金については、国のほうで今給付を実施しておりますが、ひとり親もなかなか生活がいろいろ苦しいということで、区独自で支援策を講じるため、このタイミングで提案をさせていただきました。

#### ○田中委員

ひとり親のご家庭のご苦労というのは自ら経験していませんけれども、推測で大変だなというのは受け止めております。給付金という形で、お金を子ども1人当たり2万円ずつ渡すということの事業の中で、所得制限をなしにしているということは、收入的に大分余裕のある世帯も、ひとり親であれば対象になるだろうと思います。確かに2万円が入ることで助かったということはあるのだろうと思いますけれども、余裕のある世帯にまで1人当たり2万円を渡すということは、どのように判断されて、所得制限を外すことにしたのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○飛田子育て応援課長

国の給付のほうは、非課税世帯対象としております。今回、物価高騰に直面して、特に影響を受けやすいひとり親世帯も、また、ワンオペ等で様々な苦勞をしている方は多く存在いたしますので、そういうところを含めまして、より多くの方を支援するために、所得制限なしということで、区独自の給付の対象とさせていただきました。

#### ○田中委員

事前の周知・広報もあるのですが、これは対象者の方だけではなく、広く区民の理解をいただけるようにしっかりご説明いただいた上で、対応を取ることも必要なと思われますので、そこは要望としてお伝えをさせていただければと思います。

あと、経費のことなのですが、コールセンター設置だとか、この辺の周知に対する費用というのはここには計上しているか、表現されていないのですけれども、これは何かかかるものなのでしょうか。国からの予算が足りないから差額が出ているのですが、その分もここに入っているということなのでしょうか。最後に確認をさせていただきます。

#### ○飛田子育て応援課長

これらのほかに、例えば給付金ですと、今回、国のほうでは6,800万円で、非課税世帯に対しては、給付額としては6,000万円、均等割としては800万円、こちらのほうにさせていただきます。

コールセンター等の委託費ですが、539万円となっております。システム運用経費も800万円ほど、併せて行っております。また、郵送料等がありますので、そういうのを含めて国からの費用の中で、10分の10の中で、その中に入れ込むという計算で上げております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○西村委員

今、いろいろと生活の大変な方がいらっしゃる中で、とてもいい給付金だなという印象を持っているのですけれども、2点お伺いしたいと思っております。支給する金額なのですから、2万円と決

まった根拠とか考え方があれば、伺いたいと思っておりますのが1点と、裏面のほうで今後のスケジュールがありますけれども、申請不要者の方と要申請者の方のスケジュールが異なってくるので、要申請者の方がどのような方だったのかというのをもう一度教えていただいてもよろしいですか。

#### ○飛田子育て応援課長

まず、支給額がなぜ2万円かというところですが、こちらは国の物価高騰の給付金、子ども加算分の支給が児童1人当たり2万円ということなので、その国の動きに合わせるために、国と同額、2万円にさせていただきました。

それと、申請ですが、まず申請の不要な方については、住民税非課税世帯物価高騰対策支援金ということで、生活福祉課でもやっておりますので、そのデータを基に、その家庭の中でお子さんがいる家庭を抽出しまして、対応します。

また、そのほかにも、18歳以下の児童が、学校の寮に入っているなどの場合ですが、扶養していると認める方、または基準日の翌日から令和7年4月30日までに生まれ、出生時点において、まだ支給対象者に扶養されていない方と認められる方は、申請が必要となります。まだこちらの住基上にもデータがありませんので、その方はお願いしているところです。

#### ○西村委員

プッシュ型で行われるといいなと思うところはあるのですが、申請が必要な方に行き届くように、今後何か対策とかをお考えだったら、再三ご案内を送るのか、何か対策をお考えでしたら最後に聞かせてください。

#### ○飛田子育て応援課長

申請された方は、今、児童手当が所得制限なしで、必ずこちらに申請に来ますので、新しく生まれた方については、またそのときに窓口でお声がけさせていただきたいと考えております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

すみません、繰り返しになってしまうかもしれないですが、一般財源の3,500万円は、1の特別給付金の均等割課税世帯への1,100万円、あとは、ひとり親世帯臨時特別給付金4,791万円があるので、この3,500万円はどちらにどう行っているのか、2のほうだけなのか、2のほうだけだと足りないと思うのですが、すみません教えてください。

#### ○飛田子育て応援課長

歳入のところですが、子育て世帯生活支援特別給付事業の8,205万4,000円は、最初から10分の10で計上させていただいております。そのほか、ひとり親世帯につきましては、昨年度の実績で上げさせていただきましたが、財政課の話だと、今後10分の10で見込めるということで、こちらも全額、国の歳入でもらえる予定となっております。

#### ○高橋（し）委員

僕の理解が悪いのかな。国のほうに3,500万円を充てる予定でということですか。ごめんなさい。

#### ○飛田子育て応援課長

2のほうに充てる予定でございます。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○せらく委員

今、給付金が2種類が上がっているのですけれども、どちらとも該当する方は、1も2もというように給付を受けることができるのか、確認させてください。

### ○飛田子育て応援課長

国のほうは非課税世帯。また、非課税世帯に含まれて、2万円もらう方はそのまま、もらえなかったひとり親家庭に対して、児童1人当たり2万円を、区独自で上乗せするということで、二重払いにはなりません。

### ○せらく委員

承知しました。

それで、金額のところでは伺っておきたいのですけれども、1のほうは単純に計算すると、先ほどおっしゃっていただいたように、6,800万円の給付で、事業経費等で8,200万円なので、差額が1,000万円以上あって、その中でコールセンターが五百数十万円と、システム800万円というところで、2番でいうと、単純計算すると4,200万円の給付で、事業経費等が4,700万円で、こちらのほうが経費が少ないように感じるのですけれども、どのような差があるのかというのを教えてくださいいただけますか。

### ○飛田子育て応援課長

2のほうの対象人数が少ないということで、例えば、1の事業だと約3,400名に対して、2のほうは2,100名、給付の人数も少ないところで、予算としても少ないということになります。

### ○せらく委員

人数は1,300人ぐらいの差があるというところで、事業経費が倍ぐらにかかっているのが気になってきたところなのですけれども、単純に人数によってという認識でよろしいですか。

### ○飛田子育て応援課長

まず、人数の内訳のところでは言いますと、ひとり親世帯のほうのコールセンター委託費は、国のほうでやりますので、そちらで一緒につけているという状態です。

システムの運営費ですが、まず、非課税世帯と均等割のほうのシステム運用費が800万円、ひとり親のほうのシステム運用費は550万円計上しているところで、その辺で値段がシステムのところでも変わってくるというところで、また差額が出てくるというふうになります。

### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

### ○山本副委員長

私からも1点確認させてください。先ほどせらく委員からのご質問の中で、子育て世帯生活支援特別給付金とひとり親世帯臨時特別給付金について、二重に受け取られる方はいないというご説明がございましたけれども、そういう中で、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付対象者数の見込みのところにある人数というのは、あらかじめ子育て世帯生活支援特別給付金の対象となる方を除いている見込みの数なのか、それも含まれているが、結果として重複している人は申請がなくて、計上していないという形なのか、この前提の数字の根拠を教えてください。

### ○飛田子育て応援課長

こちらは前もって、重複する家庭は除いている人数となります。

### ○山本副委員長

理解をいたしました。

**○こんの委員長**

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○西村委員**

賛成します。

**○あくつ委員**

賛成いたします。

**○山本副委員長**

賛成します。

**○せらく委員**

賛成です。

**○高橋（し）委員**

賛成です。

**○田中委員**

賛成します。

**○こんの委員長**

それでは、これより、第108号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こんの委員長**

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

**2 委員長報告について**

**○こんの委員長**

次に、予定表の2、委員長報告についてを議題に供します。

本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○こんの委員長**

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

ほかにも、その他でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○こんの委員長**

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午前10時28分閉会